

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
（免許申請書の添付書類） 第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～十 （略） 十一 当該免許申請に係る保険が法第三条第四項第二号又は同条第五項第二号に規定する保険（以下この条、第十一条第七号、第五十三条、第五十九条の二、第八十七条、第一百八条、第六十二条、第六十七条及び第二百四十三条において「三分野保険」という。）の保険契約（保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一条第七号、第五十三条第一項第七号の二及び第七号の三、第一百八条第一項第六号、第一百七十九条第一項第七号並びに第二百四十三条において同じ。）を含む場合にあつては、当該三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書 十二 （略） 2・3 （略） （事業方法書等の審査基準） 第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。 一～六 略 七 保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更（保険	（免許申請書の添付書類） 第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～十 （略） （新設） 十一 （略） 2・3 （略） （事業方法書等の審査基準） 第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。 一～六 略 七 保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更（保険

契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。することができ、これを約した保険契約にあつては、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。この場合において、第三分野保険の保険契約で基礎率変更権（保険契約締結時の保険料計算の基礎となる保険事故発生率（以下「予定発生率」という。）について、実際の保険事故発生率（以下「実績発生率」という。）が保険契約締結時の予測と相違し又は今後明らかに相違することが予測されるため、予定発生率を変更して保険料又は保険金の額の変更を行う権利のことをいう。以下同じ。）に関する規定を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する場合は、予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標を基に、当該基礎率変更権の行使に係る法第二百三十三条第一項の規定に基づく認可を申請することができる基準（第五十三条第一項第七号の二及び同項第七号の三において「基礎率変更権行使基準」という。）を明確に定めていること。

ロ (略)

(組織変更剰余金額の計算等)

第四十五条 (略)

2 組織変更後株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき組織変更剰余金額を減額することができる。

一 四 (略)

五 第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の取崩し

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、

契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。することができ、これを約した保険契約にあつては、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。

ロ (略)

(組織変更剰余金額の計算等)

第四十五条 (略)

2 組織変更後株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき組織変更剰余金額を減額することができる。

一 四 (略)

五 第六十九条第一項第三号の危険準備金の取崩し

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、

次に掲げる措置を講じなければならない。	一〇七 (略)
七の二 基礎率変更権に関する条項を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する第三分野保険の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置 イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件(基礎率変更権行使基準を含む)、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期 ロ 予定発生率の合理性	次に掲げる措置を講じなければならない。 一〇七 (略) (新設)
七の三 前号に定める第三分野保険の保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置 イ 基礎率変更権行使基準に該当の有無 ロ 基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移	(新設)
ハ その他基礎率変更権行使基準に該当するかどうか参考となる事項	八〇十 (略)
2 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第五号から第七号の三までの規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該書面を交付したものとみなす。	2 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第五号から第七号までの規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該書面を交付したものとみなす。
三〇六 (略)	三〇六 (略)
(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等) 第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等) 第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一〇三 (略)	一〇三 (略)

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略) ハ 法第二百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性 五 (略) 2 (略) (生命保険会社の責任準備金) 第六十九条 (略) 一 三 (略) 2 5 (略) 6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならぬ。 一 第八十七条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金 一 の二 同条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金 二・三 (略) 7 (略) (損害保険会社の責任準備金) 第七十条 損害保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条(責任保険の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項(定義)に規定する地震保険契約に係る責任準備金(第四項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。)の積立てについては、この限りでない。 一・二 (略) 二 の二 危険準備金 保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額	四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略) (新設) 五 (略) 2 (略) (生命保険会社の責任準備金) 第六十九条 (略) 一 三 (略) 2 5 (略) 6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならぬ。 一 第八十七条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金 (新設) 二・三 (略) 7 (略) (損害保険会社の責任準備金) 第七十条 損害保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条(責任保険の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項(定義)に規定する地震保険契約に係る責任準備金(第四項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。)の積立てについては、この限りでない。 一・二 (略) (新設)
---	--

三・四 (略) 2・3 (略) 4 損害保険会社は、第一項各号に掲げる額(同項第二号の二の危険準備金を除く。)を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、かつ金融庁長官が定めるところにより計算し、自賠責保険契約等に係る責任準備金の額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算するものとする。 5 第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。 一 第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金 二 同条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金 6 第一項第二号の二の危険準備金の積立ては、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、かつ金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、損害保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。 (事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出) 第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 (略) 二 第六十八条各項に規定する保険契約に関し、法第一百六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第六十九条第一項第一号及び第七十条第一項第一号イの保険料積立金、第六十九条第一項第二号及び第七十条第一項第一号ロの未経過保険料、第六十九条第一項第二号の二及び第七十条第一項第三号の払戻積立金、第六十九条第一項第三	三・四 (略) 2・3 (略) 4 損害保険会社は、第一項各号に掲げる額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、並びに金融庁長官が定めるところにより計算し、自賠責保険契約等に係る責任準備金の額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算するものとする。 (新設) (新設) (事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出) 第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 (略) 二 第六十八条各項に規定する保険契約に関し、法第一百六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第六十九条第一項第一号及び第七十条第一項第一号イの保険料積立金、第六十九条第一項第二号及び第七十条第一項第一号ロの未経過保険料、第六十九条第一項第二号の二及び第七十条第一項第三号の払戻積立金、第六十九条第一項第三
--	--

号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金並びに第七十条第一項第二号の異常危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項 三 (略)	号の危険準備金並びに第七十条第一項第二号の異常危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項 三 (略)
(届出事項等) 第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 十 (略)	(届出事項等) 第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 十 (略)
十の二 第七十条第一項第二号の二の危険準備金について同条第六項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行うおうとする場合又は取崩しを行うおうとする場合 十一 十七 (略) 2 6 (略)	(新設) 十一 十七 (略) 2 6 (略)
(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等) 第八十六条 法第三百十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一 二 (略)	(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等) 第八十六条 法第三百十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一 二 (略)
三 第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金並びに同項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則(昭和四十一年大蔵省令第三十五号)第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)の額 四 七 (略) 2 (略)	三 第六十九条第一項第三号の危険準備金又は第七十条第一項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則(昭和四十一年大蔵省令第三十五号)第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)の額 四 七 (略) 2 (略)
(通常の予測を超える危険に対応する額) 第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官	(通常の予測を超える危険に対応する額) 第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官

が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、第六十二条及び第二百一条の五十九において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

一の二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二〇四 （略）

（合併剰余金額の計算等）

第百一条 （略）

2 吸収合併存続株式会社（法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節（第百一条の二の二十二、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）又は新設合併設立株式会社（法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。）において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一〇四 （略）

五 第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の取崩し

（外国保険業者の提出する免許申請書の添付書類）

第百十八条 法第百八十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇五 （略）

六 当該免許申請に係る保険が第三分野保険を含む場合にあっては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第百八十七条第三項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なもので

が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。第六十二条及び第二百一条の五十九において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

（新設）

二〇四 （略）

（合併剰余金額の計算等）

第百一条 （略）

2 吸収合併存続株式会社（法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節（第百一条の二の二十二、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）又は新設合併設立株式会社（法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。）において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一〇四 （略）

五 第六十九条第一項第三号の危険準備金の取崩し

（外国保険業者の提出する免許申請書の添付書類）

第百十八条 法第百八十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇五 （略）

（新設）

あることについて、外国保険会社等の日本における保険計理人が確認した結果を記載した意見書									
七 (略)									
2・3 (略)									
(外国生命保険会社等の責任準備金)									
第百五十条 (略)									
一・三 (略)									
2・5 (略)									
6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならぬ。									
一 (略)									
一の二 同条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金									
二・三 (略)									
7 (略)									
(外国損害保険会社等の責任準備金)									
第百五十一条 外国損害保険会社等は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る責任準備金（次項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。）の積立てについては、この限りでない。									
一・二 (略)									
二の二 危険準備金 保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額									
三・四 (略)									
2・3 (略)									

六 (略)									
2・3 (略)									
(外国生命保険会社等の責任準備金)									
第百五十条 (略)									
一・三 (略)									
2・5 (略)									
6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならぬ。									
一 (略)									
(新設)									
二・三 (略)									
7 (略)									
(外国損害保険会社等の責任準備金)									
第百五十一条 外国損害保険会社等は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る責任準備金（次項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。）の積立てについては、この限りでない。									
一・二 (略)									
(新設)									
三・四 (略)									
2・3 (略)									

4 損害保険会社は、第一項各号に掲げる額（同項第二号の二の危険準備金を除く。）を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、かつ金融庁長官が定めるところにより計算し、自賠責保険契約等に係る責任準備金の額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算するものとする。 5 第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。 一 第一百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金 二 同条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金 6 第一項第二号の二の危険準備金の積立ては、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、かつ金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、損害保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。	4 損害保険会社は、第一項各号に掲げる額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、並びに金融庁長官が定めるところにより計算し、自賠責保険契約等に係る責任準備金の額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算するものとする。 （新設）
（健全性の基準に用いる供託金等） 第一百六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一・二 （略） 三 第一百五十条第一項第三号及び第一百五十一条第一項第二号の二の危険準備金並びに同項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額 四・七 （略） 2 （略） （通常の予測を超える危険に対応する額）	（健全性の基準に用いる供託金等） 第一百六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一・二 （略） 三 第一百五十条第一項第三号の危険準備金又は第一百五十一条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額 四・七 （略） 2 （略） （通常の予測を超える危険に対応する額）

第百六十二条 法第二百二条第二号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。 一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額(次号に掲げる額を除く。) 一の二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額 二 四 (略)	第百六十二条 法第二百二条第二号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。 一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額 (新設) 二 四 (略)
(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出) 第百六十四条 法第二百七条において準用する法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 (略) 二 第百四十九条各項に規定する保険契約に関し、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第百五十条第一項第一号及び第百五十一条第一項第一号イの保険料積立金、第百五十条第一項第二号及び第百五十一条第一項第一号ロの未経過保険料、第百五十条第一項第二号の二及び第百五十一条第一項第三号の払戻積立金、第百五十条第一項第三号及び第百五十一条第一項第三号の二の危険準備金並びに同項第二号の異常危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項 三 (略)	(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出) 第百六十四条 法第二百七条において準用する法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 (略) 二 第百四十九条各項に規定する保険契約に関し、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第百五十条第一項第一号及び第百五十一条第一項第一号イの保険料積立金、第百五十条第一項第二号及び第百五十一条第一項第一号ロの未経過保険料、第百五十条第一項第二号の二及び第百五十一条第一項第三号の払戻積立金、第百五十条第一項第三号の危険準備金並びに第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項 三 (略)
(外国保険会社等の届出事項等) 第百六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 三 (略) 三の二 第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金について同条第	(外国保険会社等の届出事項等) 第百六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 三 (略) (新設)

六項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合 四〇七 (略) 二〇五 (略)	四〇七 (略) 二〇五 (略)
(特定法人の提出する免許申請書の添付書類) 第七十九條 法第二百二十條第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一〇六 (略)	(特定法人の提出する免許申請書の添付書類) 第七十九條 法第二百二十條第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一〇六 (略)
七 当該免許申請に係る保険が第三分野保険を含む場合にあっては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第四條第二項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、特定法人の日本における保険計理人が確認した結果を記載した意見書 八 (略)	七 (略) 二 (略)
(健全性の基準に用いる供託金等) 第九十條 法第二百二十八條第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一〇二 (略)	(健全性の基準に用いる供託金等) 第九十條 法第二百二十八條第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一〇二 (略)
三 第五百十條第一項第三号及び第五百十一條第一項第二号の二の危険準備金並びに同項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則第七條第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)の額 四〇七 (略) 二〇三 (略)	三 第五百十條第一項第三号の危険準備金又は第五百十一條第一項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則第七條第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)の額 四〇七 (略) 二〇三 (略)
(免許特定法人の届出) 第九十二條 法第二百三十四條第八号に規定する内閣府令で定める場	(免許特定法人の届出) 第九十二條 法第二百三十四條第八号に規定する内閣府令で定める場

合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

二の二 第百五十一条第二号の二の危険準備金について同条第六項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行うおとする場合又は取崩しを行うおとする場合

三・六 (略)

2・5 (略)

(認可等の申請)

第二百四十三条 法第九十九条第七項並びに法第二百二十三条第一項（法第二百七条において準用する場合を含む。）並びに法第二百二十五条第一項の規定により提出される認可申請書、法第二百三十六条第一項第二号及び法第二百七十二条第一項第五号の規定により提出される承認申請書並びに法第二百二十三条第二項（法第二百七条において準用する場合を含む。）及び法第二百二十五条第二項の規定により提出される届出書には、理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類（法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載した事項（第三分野保険の保険契約に関するものに限る。第八十三条に定める事項を除く。）を変更しようとするときは、当該書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人（外国保険会社等の場合にあつては当該外国保険会社等の日本における保険計理人、免許特定法人の場合にあつては当該免許特定法人の日本における保険計理人）が確認した結果を記載した意見書を含める。）を添付しなければならない。

合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(新設)

三・六 (略)

2・5 (略)

(認可等の申請)

第二百四十三条 法第九十九条第七項並びに法第二百二十三条第一項（法第二百七条において準用する場合を含む。）並びに法第二百二十五条第一項の規定により提出される認可申請書、法第二百三十六条第一項第二号及び法第二百七十二条第一項第四号の規定により提出される承認申請書並びに法第二百二十三条第二項（法第二百七条において準用する場合を含む。）及び法第二百二十五条第二項の規定により提出される届出書には、理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

別表 (第五十九条の二第一項第三号ハ関係(生命保険会社))		項目	主要な業務の状況を示す指標等	保険契約に関する指標等
記載する事項		一〇三 (略)		一〇五 (略) 六 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等(第七十一条第一項各号に掲げる者をいう。第七号及び第八号において同じ。)の数 七 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合 八 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。)又は海外においてこれと同等の実績を有する格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 九 未だ収受していない再保険金の額 十 三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額(保険金支払いに係る事業費等を含む。)の経過保険料(当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう。)に対する割合。この場合においては、再保険に付した部分の控除をしないものとして計算する。
経理に関する指標等	一〇九 (略)			

別表 (第五十九条の二第一項第三号ハ関係(生命保険会社))		項目	主要な業務の状況を示す指標等	保険契約に関する指標等
記載する事項		一〇三 (略)		(新設) (新設) (新設) (新設)
経理に関する指標等	一〇九 (略)			

注 本表の作成に当たって、継続性が異なる指標については、その旨を注記する。	資産運用に関する指標	一〇二十 (略)
	等	
注 本表の作成に当たって、継続性が異なる指標については、その旨を注記する。	特別勘定に関する指標	一〇三 (略)
	等	
注 本表の作成に当たって、継続性が異なる指標については、その旨を注記する。	信託業務に関する指標	一〇十二 (略)
	(信託業務を営む場合に限る。)	